諮問番号：令和６年度諮問第２６号

答申番号：令和６年度答申第２４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和４年４月１９日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

今回の年金は、自ら請求して得たものではなく、処分庁のケースワーカーの助言により請求した結果振り込まれたものであり、不正な方法で得たものではない。

また、処分庁が法第６３条に基づき万人に一律に返還を求めるのは間違っている。返還を求められている額は私が当然受け取るべき労働の対価であり、毎月６万円程度の年金と処分庁への返還後に残る予備金では将来的に健康で文化的な最低限度の生活が送れない。

したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を　受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（平２４（行ウ）２２号・賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁）及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号・賃金と社会保障１６８０号３３頁参照））。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が企業年金１，４８８，１２２円及び老齢年金３，２８８，３７２円を受給したことから、審査請求人に対して平成２９年６月から令和４年３月の間に支給した保護費のうち３，６０３，８７２円の過払い額からエアコンと洗濯機の購入費１７０，５００円の自立更生費を控除した３，４３３，３７２円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、処分庁が行った審査請求人が受給した老齢年金に係る要返還額の算定についてみる。

法第６３条により、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。また、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－６答（１）のとおり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされており、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

以下検討すると、審査請求人の老齢年金の受給権発生年月日は平成２９年８月１日であり、同日から審査請求人の保護が廃止された令和４年４月１日の間について、審査請求人は、資力がありながら保護を受けたことが認められる。また、審査請求人が受給した老齢年金（３，２８８，３７２円）は、処分庁が、資力発生日以降に審査請求人に対して支給した保護費を下回ることが認められる。

以上のことからすると、審査請求人が受給した老齢年金の全額を、老齢年金に係る要返還額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）次に、処分庁が行った審査請求人が受給した企業年金に係る要返還額の算定についてみる。

　　　問答集問１３－６答（１）のとおり、年金受給権は、資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することの無いよう留意することとされている。

　　　また、問答集問１３－１８答のとおり、保護費の返還請求権の消滅時効期間は５年間であるため、実際に当該請求権を行使する日（法第６３条に基づき返還額の決定をする日）前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えないこととされている。

以下検討すると、審査請求人は、平成１３年８月２２日に処分庁にて保護が開始されたことが認められる。また、審査請求人の企業年金は、平成１０年５月に支給開始されていることが認められる。したがって、審査請求人は、企業年金に関して、保護の開始時から保護が廃止された令和４年４月１日の間について、資力がありながら保護を受けたことが認められる。

また、本件事件記録において、審査請求人に本件処分通知書が到達した日は定かでないものの、審査請求人は、審査請求書に本件処分があったことを知った日を令和４年４月２０日と記載していることからすると、少なくとも同日の５年前である平成２９年４月２０日以降に処分庁が支弁した保護費は返還対象となることが認められる。

これらのことからすると、審査請求人に対する企業年金に係る要返還額は、消滅時効が完成していない平成２９年４月２０日から処分庁が審査請求人の保護を廃止した令和４年４月１日までの間に、処分庁が審査請求人に対して支弁した保護費から前記（２）で算定した老齢年金に係る要返還額を差し引いた額と審査請求人が受給した企業年金の収入認定額を比較し、当該資力を限度として支給した保護金品の全額であるところ、処分庁は、消滅時効が完成していない期間における保護費の支払月と対応する遡及分の企業年金額（３１５，５００円）を要返還額として算定したことが認められる。当該処分庁の判断についての処分庁の主張はなく、本件事件記録から処分庁がいかなる法令等を基に要返還額を算出したのかは判然としない。

しかしながら、処分庁の行った要返還額の算定は、本来の要返還額の算定方法により算出した要返還額よりも過少であり、審査請求人に不利益となるものとは認められないことから、本件処分を取り消すべき理由には相当しない。

（５）次に返還請求額の決定についてみる。

法第６３条、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）１（１）及び問答集問１３－５答のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額とされている。

以下検討すると、①令和４年１月１７日、処分庁は、審査請求人からエアコンが無いとの申し出があったことから、返還額からエアコンの購入費について控除を検討することができる旨伝えたこと、②同年３月３１日、処分庁は、審査請求人からエアコンと洗濯機の購入費に係る見積書を受領したこと、③同年４月１２日、処分庁は、審査請求人から申し出のあったエアコンと洗濯機の購入費用を審査請求人の自立更生のための費用と認め、返還額から控除することとしたことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生のための控除について一定の説明を行い、審査請求人から希望のあった物品について組織的に検討した上で返還請求額を決定したことが認められ、処分庁の判断の過程に違法又は不当な点は認められない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に返還することで、将来的に健康で文化的な最低生活が送れなくなる旨主張するが、仮に貯蓄が尽き、生活に困窮した場合、審査請求人は、処分庁に対して保護の開始申請を行うことができることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、処分庁においては、費用返還決定処分を行うに当たって、適切な根拠法令等を踏まえた上で丁寧に要返還額を算出することが望まれる旨付言する。

（７）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和７年１月　８日　諮問の受付

令和７年１月　９日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１月２３日

口頭意見陳述申立期限：１月２３日

　令和７年１月２２日　第１回審議

令和７年２月１９日　第２回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３６条第１項は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から５年間行使しないときは、時効によつて消滅する。（後略）」と定めている。

（４）行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４８条は、不利益変更の禁止として、「（前略）審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。」と定めている。

（５）課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示し、その⑥において「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

（６）問答集問１３－５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答は、（１）において「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と、（２）において「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として、アからオの額を示し、そのオにおいて「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。」と記している。

（７）問答集問１３－６答（１）は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の資力の発生時点の考え方について、「国民年金法第１８条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」と記している。

（８）問答集問１３－１８答は、費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期の考え方について、「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は５年間（地方自治法第２３６条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第６３条に基づき返還額の決定をする日）前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。具体例を挙げれば、保護が１年間行われた後に廃止され、廃止後４年半経過したときにおいては、この返還請求権の消滅時効は５年間であるから、はじめの半年間の保護費についての返還請求権の消滅時効は完成していると解することができる。」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１３年８月２２日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年１１月２２日、処分庁は、審査請求人に係る年金調査のため、審査請求人から委任状を受けた。

（３）令和４年１月１７日、処分庁は、年金の手続のため審査請求人宅を訪問した際、審査請求人がエアコンを保有していないことを把握し、年金を受給した際に返還額からの控除が検討できる旨を伝えた。

（４）令和４年１月２８日、処分庁は、年金調査の結果、審査請求人について平成２９年８月１日に老齢年金の受給権が発生し、同年９月から令和４年１月までの期間に係る未支給分３，２８８，３７２円が同年３月１５日に遡及支給されること、及び、同年４月以降年額７４５，１０７円が支給されることを把握した。

（５）令和４年３月２８日、処分庁は、審査請求人から令和４年１月７日付けの企業年金連合会老齢年金証書の提出を受け、審査請求人について平成１０年５月に企業年金の受給権が発生し、同月から令和３年１１月までの期間に係る未支給分１，４８８，１２２円が令和４年２月に遡及支給されたこと、及び、以降年額６３，１００円が支給されることを把握し、遡及支給分のうち３１５，５００円を法第６３条に基づき平成２９年６月からの支給済み保護費から返還予定とし、差額１，１７２，６２２円を同年４月１日付けで収入認定することとした。

（６）令和４年３月２８日、処分庁は、前記（５）において１，１７２，６２２円を収入認定することにより、４７か月以上保護を要しなくなるため、審査請求人の保護を廃止することを決定した。

（７）令和４年３月３１日、処分庁は、審査請求人からエアコン及び洗濯機の購入に係る見積書を受領した。

（８）令和４年４月１日付けで、処分庁は審査請求人の保護を廃止した。

（９）令和４年４月１２日、処分庁はケース診断会議を開催し、老齢年金３，２８８，３７２円及び企業年金１，４８８，１２２円が遡及支給されたことにより、平成２９年６月から令和４年３月までの期間に３，６０３，８７２円の保護費の過払いが生じているとして、審査請求人に対し、法第６３条に基づく費用の返還を求めることを決定した。また、当該収入を契機に審査請求人世帯が保護から脱却していることから、問答集問１３－５（２）オに基づき、今後の生活設計等から判断し、自立更生控除の対象として審査請求人から申請のあったエアコン及び洗濯機の購入費合計１７０，５００円を認めることを決定した。

（１０）令和４年４月１９日付けで、処分庁は（９）の決定を受け、自立更生費１７０，５００円を控除した返還額３，４３３，３７２円について、法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行った。

（１１）令和４年５月１９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（平２４（行ウ）２２号・賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号・賃金と社会保障１６８０号３３頁参照））。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が企業年金１，４８８，１２２円及び老齢年金３，２８８，３７２円を遡及受給したことから、審査請求人に対し、平成２９年６月から令和４年３月の間に支給した保護費のうち、３，６０３，８７２円を過払い額として算定した上で、自立更生費としてエアコン及び洗濯機の購入費１７０，５００円を控除した３，４３３，３７２円について、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、要返還額の算定についてみる。

前記（１）のとおり、法第６３条においては、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。また、問答集問１３－６答（１）のとおり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされ、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。また、資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている。

以下検討すると、処分庁は、老齢年金及び企業年金について、いずれも資力がありながら保護を受けたものとして、老齢年金の遡及支給分３，２８８，３７２円全額と、企業年金の遡及支給分１，４８８，１２２円のうち審査請求人が本件処分を知った日である令和４年４月２０日から５年間遡った平成２９年４月以降、処分庁が審査請求人に対する保護を廃止した令和４年４月１日までの間に本来支給されるはずであった年金額３１５，５００円について、平成２９年６月から令和４年３月までの各年金支給月に対応する保護費として処分庁の算定した額（５，０５３，２９０円）を下回ると判定したことが認められる。

また、当該各年金支給月において、年金受給により本来収入認定すべきであった額を計算して各月の保護費の過払い額を算定し、その合計額として老齢年金及び企業年金の受給額と同額の３，６０３，８７２円を要返還額としたことが認められる。

当該処分庁の判断について、特に処分庁の主張はなく、本件事件記録からも処分庁がいかなる法令等を基にこのような方法で要返還額を算出したのかは判然としないが、法第６３条及び問答集問１３－５答（１）に照らし、企業年金に係る要返還額を、遡及支給された全額である１，４８８，１２２円とせず、３１５，５００円とした処分庁の判断は、問答集問１３－６答１に照らし、誤りであったと言わざるを得ない。また、比較対象となる保護費の算定についても、各年金支給月に対応するものしか計上されていない点で疑義がある。

問答集問１３－１８答によれば、法第６３条による返還請求権の消滅時効期間は５年間とされており、本件資料において、処分庁が実際に当該請求権を行使した日、すなわち審査請求人に本件処分の通知書が到達した日は明確ではないが、審査請求人が審査請求書に「本件処分を知った日」として「２０２２〔令和４〕年４月２０日」と記載していることからすると、処分庁は少なくともその日から５年間遡及して保護費の返還を請求することができると解される。

本件資料からは当該５年間に支給された保護費の総額は認定できないものの、本来対象とすべき保護費の支給期間は平成２９年４月から令和４年３月までであるところ、処分庁は平成２９年６月及び同年１１月から令和４年３月までの期間の保護費を計算しているため、本来の保護費の額は、少なくとも上記の処分庁が算定した保護費５，０５３，２９０円よりは増となるはずである。しかしながら、遡及支給された老齢年金３，２８８，３７２円及び企業年金１，４８８，１２２円の合計額４，７７６，４９４円が、当該処分庁の算定した保護費５，０５３，２９０円を下回っているため、要返還額が保護費を下回っているという判断には影響がないものであった。

（４）次に返還請求額の決定についてみる。

課長通知１（１）及び問答集問１３－５答のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額の一つとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額とされている。

以下検討すると、①令和４年１月１７日、処分庁は、審査請求人がエアコンを保有していないことを把握し、エアコンの購入費について返還額からの控除が検討できる旨伝えたこと、②同年３月３１日、処分庁は、審査請求人からエアコンと洗濯機の購入に係る見積書を受領したこと、③同年４月１２日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、エアコンと洗濯機の購入費用１７０，５００円を自立更生のための費用と認め、返還額から控除することとしたことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生のための控除について一定の説明を行い、審査請求人から希望のあった物品について組織的に検討した上で、自立更生に必要な額を認定し、返還請求額を決定したことが認められ、前記（３）のとおり要返還額の算定に誤りがあったものの、控除額そのものの算定については、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（５）なお、審査請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けた保護金品を処分庁に返還することにより、将来的に健康で文化的な最低生活が送れなくなると主張しているが、今回、保護が廃止された結果、貯蓄が尽きるなど生活に困窮した場合には、要件に該当すれば再度の保護申請を行うこともできるのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

　　　また、審査請求人は、年金を不正受給したわけではないとも主張しているが、法第６３条に基づく返還義務の適用に関し、不正の手段による受給は要件とされておらず、本件処分の効力に影響を及ぼすものとはいえない。

（６）以上を踏まえると、処分庁の前記（３）における判断は保護費の返還に係る消滅時効の適用を誤っており、また、保護費の算定にも誤りがある点で瑕疵があるから、本件審査請求には理由がある。しかしながら、適正な計算を行った場合、要返還額が増額となり、審査請求人にとって不利益となることから、不利益変更を禁止した行政不服審査法第４８条の規定に鑑み、本件処分を取り消すことはできず、他に違法又は不当な点も認められないことから、本件審査請求は棄却すべきである。

**第６　付言**

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分庁が行った、遡及受給した年金に係る要返還額の算定の考え方については、前記のとおり、各種通知の解釈に関する複数の誤りが認められる。

本件においては、結果的に審査請求人に不利益となるため処分を取り消すことはなかったが、処分庁においては、費用返還決定処分を行うに当たっては、法令及び各種通知等を正確に理解し、適正な方法により要返還額等を算定するよう留意されたい。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉